

美濃加茂市告示第97号

美濃加茂市物価高騰対応電子商品券等給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市物価高騰対応電子商品券等給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の支援を目的とした電子商品券等の給付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子商品券 実店舗やインターネット上で生活用品、食料品等の購入に利用することができる各種キャッシュレス決済サービス上で利用可能なポイント又は電子クーポン（以下「商品」という。）に交換できる金券をいう。
- (2) 電子商品券等 電子商品券及び現金をいう。
- (3) 給付システム 電子商品券を商品に交換ができるシステムをいう。

(給付対象者)

第3条 電子商品券等の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和8年5月1日（以下「基準日」という。）において、美濃加茂市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者とする。

- 2 令和8年5月20日以後に戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条に規定する届出又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条若しくは第24条の2に規定する届出があつた者は、前項の規定にかかわらず、給付対象者としな
- 3 前2項に定めるもののほか、給付対象者の条件に関し市長が特別に認めた者は給付対象者とする。

(申請及び受給権者)

第4条 電子商品券等の給付の申請及び受給ができる者（以下「申請・受給権者」という。）は、給付対象者の属する世帯の基準日時点における世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合においては、新たに当該世帯の世帯主となった者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、申請・受給権者に関し市長が特別に認めた者。

(給付額)

第5条 電子商品券等の給付額は、給付対象者1人につき6,000円とする。

(給付対象者リストの作成)

第6条 市長は、基準日時点の住民基本台帳における氏名、住所等を記載した給付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき電子商品券等の給付を行うものとする。

(給付申請期限及び電子商品券の交換期限)

第7条 給付申請の申請期限は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 電子商品券給付申請 令和8年7月24日

(2) 現金給付申請 令和8年9月30日

2 電子商品券を商品に交換できる期限は、令和8年10月31日とする。

(申請の方法)

第8条 市長は、リストに基づき、電子商品券等の給付の申請の方法等が記載された案内文書及び現金給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を申請・受給権者に対して送付するものとする。

2 申請・受給権者による申請は、次の各号いずれかの方法によるものとする。

(1) 電子商品券給付申請(市LINE公式アカウントから申請する方法をいう。)

(2) 現金給付申請(申請書を市に郵送し、又は窓口へ直接提出する方法をいう。)

(代理による申請)

第9条 申請・受給権者が電子商品券等の給付の申請をし、又は受給をすることが困難な場合は、次の各号に掲げる者が申請・受給権者に代わり、代理人として申請することができる。

(1) 基準日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者

(2) 成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人その他の法定代理人

(3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が認める者

2 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行う場合は、原則現金給付申請によるものとする。

3 代理人が現金給付申請をするときは、当該代理人本人の公的身分証明書の写し等を提出するものとする。ただし、第1項第2号に規定する代理人が申請をするときは、後見登記等に関する登記事項証明書、確定証明書付き審判書謄本等の写しを追加で提出しなければならない。

(給付決定及び給付)

第10条 市長は、第8条第2項の規定による申請を受け付けた場合には、内容を確認の上、給付の適否を決定し、当該申請・受給権者(その代理人を含む。)に対

し電子商品券等を給付するものとする。

2 電子商品券の給付の方法は、給付システムのURLを市LINE公式アカウントから送付するものとする。

3 現金の給付の方法は、申請・受給権者の本人名義の預金口座又は貯金口座（以下「口座」という。）への振り込みにより行うものとする。ただし、申請・受給権者が、口座を開設していないこと等により、口座への振り込みが困難な場合その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（事業に関する周知等）

第11条 市長は、市物価高騰対応電子商品券等給付事業の実施に当たり、給付対象者及び申請・受給権者の要件、申請の方法等の事業の実施に係る情報について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が第8条第1項の規定に基づき案内文書及び申請書の送付を行い、かつ、前条の規定に基づく周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第7条第1項に規定する申請期限までに第8条第2項の規定による申請が行われなかった場合においては、申請・受給権者は、電子商品券等の給付を辞退したものとみなす。

2 市長が第10条第1項の規定による給付決定を行い、申請・受給権者が電子商品券を受給した後、第7条第2項に定める交換期限までに商品へ交換されなかった場合は、当該商品に交換する権利は、消失するものとする。

3 市長が第10条第1項の規定による給付決定を行い、申請書に記載の指定口座に現金給付を行う手続を行ったにもかかわらず、市長が別に定める日までに口座への振り込みができない場合は、当該給付を受ける権利は、消失するものとする。

（不正利得の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により電子商品券等の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた電子商品券等を市が指定する方法により返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 電子商品券等の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、市物価高騰対応電子商品券等給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。